

西部ドイツヘッセン州における農地の賃貸借

Land-Lease of Land Hessen in West Germany

中 林 吉 幸

NAKABAYASHI Yosiyuki

はじめに

これまで西部ドイツでバイエルン州ならびにニーダーザクセン州ゲッチング市近郊で借地の調査を行ってきた。現代ドイツにおいては農家・農企業の経営規模拡大は借地の拡大によっている。土地の購入にはかなりの資金が必要だからである。2008年に欧州連合は農家・農企業に対して550億ユーロ（7兆1500億円）の補助金を出している^(注1)。これらの補助金が借地料の形成にいかなる影響を与えているのかを探ることが筆者の目下の関心事である。

以下では2004年12月初旬から2005年1月初旬にかけて行ったヘッセン州ギーセン市周辺の農家調査の結果を検討し、ドイツ西部の農家において借地の持つ意味とその課題を検討する。

ヘッセン州の経済的な特徴は、ドイツ並びにヨーロッパの金融の中心地であることである。すなわち、ドイツ中央銀行ならびに欧州中央銀行の本部がある。また、フランクフルト郊外には化学メーカーのアベンシス（旧ヘキスト社）や自動車メーカー・オペルの本社がある。

ヘッセン州の農業の特徴は以下のとおりである。まず、農家平均の経営面積では西部ドイツの平均値をやや上回る61.8haである。西部ドイツ平均は51.7ha^(注2)。次に、畜産で見ると、ヘッセン州は西部ドイツのなかで、面積あたりの家畜飼養をあらわすデータで、ドイツ平均を下回る。すなわちドイツ平均が100haあたり141家畜単位（大家畜換算）なのに対し、ヘッセン州のそれは103であ

る^(注3)。家畜飼養はあまり盛んではないといえよう。ただし、現在の同州大臣は、ヘッセン州にとって乳牛飼養が最重要な所得部門であると述べている^(注4)。これと関連して、この州では家畜の糞尿を利用したエネルギー利用を州の政策と位置づけている。(同上参照)

農家あたり純益は2007/2008経済年度でヘッセン州で46,719ユーロ、ドイツ平均が49,844ユーロである。西部ドイツで見ても、8つの州のなかで下から3番目である^(注5)。農産物の販売額で見ても、ドイツ平均を下回っている(同上参照)。

そのほかの特徴としては以下のようなことが挙げられる。借地率が高いこと。すなわち、2007/2008経済年でヘッセン州で72%、ドイツ平均で57%である^(注6)。また、同州は条件の不利な地域への補助金を受給している^(注7)。さらにhaあたりのEUの直接所得保障額が229ユーロであり、西部ドイツの中では多いほうである^(注8)。

以上から、ヘッセン州農業は土地経営規模的にドイツ西部の平均を若干上回り、家畜飼養があまり盛んでないことがわかる。農家の経営成績で見てもあまり収益は高くない。借地率がかなり高いことが特徴である。

1 調査について

調査は2004年12月から05年1月にかけて行った。ギーセン大学農学部のクールマン教授に農家の紹介を依頼し、ギーセン市を中心にして周辺の農家33件を調査した。調査にはクールマン研究室の若手の研究者に同行を頼んだ。

(1) 調査農家の土地経営規模、家畜飼養

〔土地経営規模〕

表1は調査した農家の土地経営規模別農家数を示している。これを表2、表3によってヘッセン州ならびにドイツ全体と比較すると、ヘッセン州で18.8%を占め、ドイツ全体では21.5%を占めている50ha以上の階層が、調査農家の場合は87.9%を占め、調査対象は規模の大きな農家であったことがわかる。

表1 ヘッセン州調査農家の経営規模別農家数 [家畜飼養]

経営規模 (ha)	実数 (1000)	比率 (%)
2から10	0	0.0
10から20	1	3.0
20から30	1	3.0
30から40	1	3.0
40から50	1	3.0
50から75	3	9.1
75から100	5	15.2
100以上	21	63.6
計	33	99.9

ドイツの連邦統計局のデータによると、肥育牛では100頭、乳牛では50頭、肥育豚では年の出荷頭数が1000頭、種豚（子豚の生産・販売）100頭を目安に規模を分けており、それによれば家畜飼養頭数の大規模化が進んでいる^(注9)。

表2 ヘッセン州における経営規模別農家数
—2003年—

経営規模 (ha)	実数 (1000)	比率 (%)
2以下	1.4	5.5
2から10	8.8	34.5
10から30	7.4	29.0
30から50	3.1	12.2
50から100	3.3	12.9
100以上	1.5	5.9
計	25.5	100.0

出典：statistisches landesamt hessen.
<http://www.statistik-hessen.de/themenauswahl/landwirtschaft/landesdaten/agrarstruktur/landwirtschaftliche-betriebe-nach-betriebsgroessenklassen/index.html>
より計算・作成。

表3 ドイツ全体の経営規模別農家・経営数
—2003年—

経営規模 (ha)	経営数 (1000)	比率 (%)
2から10	132.8	34.2
10から20	77.5	20.0
20から30	39.8	10.3
30から40	31.2	8.0
40から50	23.3	6.0
50から75	36.3	9.4
75から100	18.7	4.8
100以上	28.5	7.3
計	388.1	100.0

出典：Statistisches Bundesamt
http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Statistiken/LandForstwirtschaft/StrukturenLandwirtschaftlicherBetriebe/Tabellen/Content50/Betriebsgroe_C3_9FensterstrukturLandwirtschaftlicheBetriebe.templateId=renderPrint.psm
より計算・作成。

その上で表4によって調査農家の家畜飼養を見ると、肥育牛では33番の農家が100頭飼養しているが、他は100頭未満であり、さほど経営規模の拡大は進んでいないと思われる。乳牛に関しては、50頭以上を飼養している農家が7軒ある。なかでも経営番号32が200頭というかなりの規模の乳牛を飼養している。肥育豚の場合では、11番と29番の農家が年間1000頭以上を出荷している。種豚の場合は25番の農家が110頭とかなりの種豚を飼っている。18番の農家で馬を28頭飼っているが、これは都市の住民に代わって飼育を受託しているものである。他では家禽類を飼養している農家が5軒ある。

表 4 調査農家の家畜飼養

経営番号	乳牛頭	肥育牛頭	種豚頭	肥育豚頭	その他
1					
2					
3				4	
4		10		12	牛16頭
5					
6					
7	28	6		4	
8	30	25		220	
9					
10	21			3-6	
11				1,400	
12	50			2 (自家用)	馬28頭、鶏2000羽
13	101				
14	1 (自家用)			2 (自家用)	未経産牛75頭飼育
15	120-130	5			
16	50			12	鶏100羽
17	40				
18					受託馬28頭、鶏4,000羽
19		35			鳥類飼養
20					
21	100				
22	45	25			
23	17	1			
24	70				
25			110	500	採卵鶏200羽
26				5 自家用	
27		45			
28					
29			70	1700-1800	
30				400	
31					
32	220				
33		100			未経産牛100頭

(2) 調査農家の労働力

表 5 は調査農家の労働力である。基本の労働力は夫婦である。雇用労働力であるが、経営番号17番の労働者は経営主の息子で28歳である。経営番号18では

表5 ヘッセン州における調査農家労働力

経営番号	経営主 労働力	配偶者の 労働力	手伝う子どもの 労働力	両親の 労働力	フルタイムの 雇用労働力	季節雇用の 労働力	職業訓練生 の労働力	労働力 総数
1	0.50							0.50
2	1.00	0.50						1.50
3	1.00	1.00						2.00
4	0.25	0.25	1.00					1.50
5	1.00		1.50	1				3.50
6	0.25							0.25
7	1.00	0.40	0.25					1.65
8	1.00	1.00	0.25					2.25
9	0.50			0.5				1.00
10	0.25	0.25		1				1.50
11	1.00	0.25	1.00					2.25
12	1.00	0.25	0.25					1.50
13	2.00	0.25						2.25
14	1.00	0.50		0.75				2.25
15	1.00	1.00	1.00	0.25	1.00			4.25
16	0.50	0.25	2.00		2.00			4.75
17	1.00	0.50	0.50		1.00			3.00
18	1.00	0.25	1.00		1.00			3.25
19	1.00	0.50		0.5				2.00
20	2.00							2.00
21	1.00	0.25					1.00	2.25
22	1.00	0.50		0.75				2.25
23	1.00	0.25		0.25		1		2.50
24	1.00	0.50						1.50
25	1.00	1.00	1.00	1				4.00
26	1.00	0.15	1.00		1.00			3.15
27	1.00		0.50					1.50
28	1.00	0.25		1.5				2.75
29	2.00			0.25	3.00			5.25
30	1.00			0.25				1.25
31	0.50		1.00		1.00			2.50
32	3.00	0.50			0.50		0.7	4.70
33	1.00					2.00	1.4	4.40

常雇いの52歳の労働者が2年前から働いている。

経営番号29は58歳、49歳、27歳の常雇いの労働者を雇っている。これら労働者はギーセン郡の生ゴミ（残飯）の処理に従事している。経営番号31でも常雇いの

労働者がいる。雇用労働者は2003年以来働いており、現在20歳である。経営者は59歳で、3人の子どもがおり、一番大きな子どもは34歳、次が31歳、一番若い子どもの年齢は不明である。経営番号32も雇用労働力を使用しているが、パートタイムの労働者である。

(3) 調査した農家の純益

表6、7を比較すると、調査した農家の純益が連邦政府の農業年次報告書2005年のデータよりも相対的に高いことが容易にわかる。農業年次報告書2005年では経営あたり純益によって分けられている。2003/2004経済年度のドイツの平均値は28,254ユーロであるが^(注10)、純益がこの値を明確に超える経営(純益4万ユーロ以上)の数は19になる。すなわち、少なくとも調査した農家の57.6%はドイツの平均値を明らかに超えている。その際ヘッセン州での平均値は2002/2003年間で30,564ユーロである^(注11)。

表6 主業農家(専業十一兼)の純益一企業あたりの純益による区分2003/2004年度一
単位:ユーロ

純益	マイナス	0から2万未満	2万から4万未満	4万から6万未満	6万から10万未満	10万以上
%	12,7	34,6	29,0	11,5	8,2	4,0

出典: Agrarpolitischer Bericht 2005 der Bundesregierung, Tabelle 29, S. 108. より計算。

表7 ヘッセン州調査農家の純益

単位:ユーロ

純益	マイナス	0から2万未満	2万から4万未満	4万から6万未満	6万から10万未満	10万以上
経営数	2	6	6	8	9	2
%	6.1	18.2	18.2	24.2	27.3	6.1

以下で調査農家の純益の内容について検討する。まず純益がマイナスの経営について。これら2つの農家は第2種兼業農家である。1つの農家の経営主の職業は州の農業事務所の職員で、フルタイム勤務である。妻はエレクトロニクスの技術者で、フルタイム勤務である。もう1つの経営主の職業は販売アドバイザーであり、専門的な相談に乗っている。その具体的な内容は不明である。妻は農場の直売所で働いている。経営番号2の農家は50haの農地で植物だけで

なく、動物も生産している。しかし経営規模は大きくない。経営番号9は植物のみを生産している。これら2つの農家の純益がマイナスであるのは経営規模から考えておそらく妥当であろう。

純益がゼロから2万ユーロまでの農家について。ここには以下の農家が該当する。経営番号1、2、3、5、12、16。経営番号1は第一種兼業農家で、2人の同居者がいる。家計は年金に依存している。経営番号2と5は第2種兼業農家である。経営番号2の職業は市の職員である。経営番号5はリサイクル企業の職員であり、妻は当時育児休暇中であった。3、12、16番は専業農家である。

純益が2万から4万ユーロの経営について。ここには経営番号6、7、10、14、17、26が該当する。経営番号6と10は第2種兼業農家である。他の農家はすべて専業である。経営番号6の職業はリサイクル企業の社員である。10番は製陶企業の労働者である。これらの農家はおおよそドイツの主業経営（専業と第一種兼業）の平均か、あるいは若干多くの純益を稼いでいる。

純益が4万から6万ユーロの農家。これらには8、19、20、22、27、28、30、33が属する。8番は第一種兼業農家で、農民の副業は種子会社のコンサルタントである。妻は農業に専業で従事している。他の農家はすべて専業である。これらの農家はすでにかなり多くの純益を達成している。33番の農家は大規模な畜産農家で、19番も家禽飼養者としておそらく大規模な畜産経営を行っている。他の農家は大規模畜産経営ではない。20と28は植物のみを栽培している。

純益が6万から10万ユーロの経営について。これらは11、13、15、18、21、23、24、25、32である。これらはすべて専業農家である。これらの農家はすでにかんりの純益を達成している。これらの農家は24番を除くと最低でも2.25の成人換算労働力単位を保有している。このうち11、13、15、21、25、32は大規模畜産農家である。18は28頭の馬を受託飼養しており、4000羽の鶏を飼養している。さらに17.8haの土地で砂糖大根を栽培しており、771トンの生産割り当て権を持っている。23番は17頭の乳牛を飼い、12haの土地で砂糖大根を栽培し、5900トンの生産割り当て権を持っている。24番は70頭の乳牛を飼養している。

純益が10万ユーロを超える経営について。ここには29、31が該当する。この2つの経営は大きな純益を稼ぎ出している。表5のようにこれらの経営はそれぞれ5.25、2.50成人換算労働力単位を保有している。29番は大規模畜産農家で、年間2800頭から3000頭の肥育豚を出荷している。31番は153haの穀物、35haの砂糖大根を栽培し、1920トンの砂糖大根の生産割り当てを保有しており、16haの飼料用とうもろこしを栽培している。砂糖大根の生産割り当てはかなり大きい。

(4) 月当たりの平均生計費

表8は調査した経営の月あたりの平均生計費を示している。生計費としては、食料、飲料、衣類、子どもの教育費、自動車のガソリン代、健康保険料、その他を考えてもらった。回答はまったくの自由意志である。しばしば自動車の任意保険の支出が回答から抜けている場合があった。これらの留付付きではあるが、これらの回答から一定程度農家の家族の生計費が推測できる。その際、農家が自ら生産した農産物の一部を自ら消費していることを考慮する必要がある。そこで食料品に対する支出額は通常他の世帯よりも少ない。さらに住居費は通常かからず、燃料費は時にはわずかである。というのは、農家によっては木材を燃料として利用できるからである。そこで農民の回答は通常、都市住民の回答よりも金額が少なくなる。ここでは農家の自家消費額は生計費の一部としては表示されていない。

一番多い回答は1000から1500ユーロで13経営で44.8%である。次が1500から2000ユーロ、そして2500から3000ユーロという回答で、それぞれ4つの経営で13.8%を占める。次は2000から2500ユーロ、そして3000ユーロ以上で、6つの経

表8 月あたり生計費

単位：ユーロ

	500から 1000未満	1000から 1500未満	1,500から 2000未満	2,000から 2500未満	2,500から 3000未満	3,000以上
農家数	2	13	4	3	4	3
%	6.9	44.8	13.8	10.3	13.8	10.3

営、10.3%を占める。

1000から2000ユーロの間という回答には17の経営が該当し、58.6%を占める。残りは12経営で、41.4%を占め、分散している。

これらの生計費は非農業の世帯とどう比較できるか？表9は2003年前半のヘッセン州における民間世帯の支出に関する情報である。これは平均値である。そこでこの情報は場合によっては比較するのにはそもそも正確には適していないかもしれない。しかし、生計費に関する適切な情報が無いのでここではこれらのデータを一時的に利用した。表ではいくつかの費用を修正した。なぜなら、上で述べたように、農家は通常自分の生産したものを消費し、住居は通常費用がかからないからである。さらに農民はしばしば自分の森からの木材を暖房の燃料として使用する。オリジナルのデータから支出を計算し、1,382.8ユーロと推計した。この数字はおよそで1000と1500ユーロの間になる。表8の「月あたり生計費」で一番多い回答数である。従ってこの数字はさほどおかしくは無い。

さらに「その他」の426.0ユーロという金額を考慮しなければならない。この額には保険料、その他の所得移転、その他の税、法的な年金の任意の掛け金、負債の利子並びに統計上の誤差が含まれている。インタビューの際に農民は時

表9 ヘッセン州の2003年前半における個人世帯の支出

項目	月・世帯当たり平均支出額 (ユーロ)
私的な消費への支出	2,307.0
修正値	1,382.8
食料品・飲料・タバコ (A)	308.0
(A) x 3 / 4	231.0
家賃他 (B)	775.0
(B) x 0	0.0
住居修繕・維持費 (C)	80.0
(C) x 1 / 2	40.0
光熱費 (D)	129.0
(D) x 3 / 4	96.8
その他支出	1,015.0
その他の支出 ¹⁾	426.0

注：1) 保険の掛け金、その他の移転所得、その他の租税公課、法的な年金・健康保険へのその他の自由意志による支出、借入金への利払い、ならびに統計上の誤差。

出典：Einnahmen und Ausgaben privater Haushalte-EVS 2003, Statistisches Bundesamt 2004, p. 80.

には保険料を含めて回答したが、回答にいま述べたすべての料金・金額が含まれているかどうかは明らかではない。そこでここでは、表8のデータはこれらの料金を含んでいないと仮定する。すなわちここでは426ユーロは無視する。しかしひょっとすると表8のなかの農民の回答には場合によっては自動車保険料などが含まれている可能性がある。なぜならインタビューの際に回答が保険料を含むかどうか確認できなかったからである。

さらに同居者数の数を考慮する必要がある。もし同居者の数が多い場合、生活の状況はあまりよくないであろう。非農家世帯は通常一組の夫婦と一人あるいは二人の子どもから構成される。これに対して農家世帯は通常若干多くの同居者を有する。

このように仮定すれば、以下のように言う。まず生計費が1000ユーロ未満の世帯は金銭的な余裕があまり無いであろう。あるいはこれら世帯は非常に儉約的であろう。これに対して月の生活費が1500ユーロを越える世帯は金銭上の余裕があり、それらに該当するのは経営数では14になる。すなわちおよそ調査した農家の約半分の経営が金銭的に余裕がある。

2 農地の賃貸借

(1) 借地料・借地率・借地期間

[借地料]

表10は調査農家の年間借地料総額とその評価である。まず、借地料総額については、経営規模が大きくなるほど総額は大きくなっていることがわかる。次には、多くの農家は借地料総額を「妥当である」と判断している。「高すぎる」と回答しているのは、経営面積が50haから200haの階層の農家である。これらの経営では借地料が経営的にかかなりのウエイトを有しているものと考えられる。200ha以上の階層になると、「妥当である」と回答しているが、これは農産物の販売額がかなりの規模に達しており、相対的に借地料のウエイトがさほど感じられないことによるものであろう。

表10 年間借地料とその評価

単位：ユーロ

経営規模10から30ha						借地料への評価	
経営面積	5,000未満	5,000-10,000	10,000-25,000	25,000-50,000	50,000以上	高すぎる	妥当である
計	2						2
30から50						借地料への評価	
経営面積	5,000未満	5,000-10,000	10,000-25,000	25,000-50,000	50,000以上	高すぎる	妥当である
計	1	1					2
50から75						借地料への評価	
経営面積	5,000未満	5,000-10,000	10,000-25,000	25,000-50,000	50,000以上	高すぎる	妥当である
計	2	1				1	2
75から100						借地料への評価	
経営面積	5,000未満	5,000-10,000	10,000-25,000	25,000-50,000	50,000以上	高すぎる	妥当である
計		3	1			2	3
100から200						借地料への評価	
経営面積	5,000未満	5,000-10,000	10,000-25,000	25,000-50,000	50,000以上	高すぎる	妥当である
計	2		11	2		8	10
200以上						借地料への評価	
経営面積	5,000未満	5,000-10,000	10,000-25,000	25,000-50,000	50,000以上	高すぎる	妥当である
計			4	1	1		6

表11は経営規模別の ha あたり借地料である。ここからは統計データに比べて調査農家の特徴は見出せない。

[借地率]

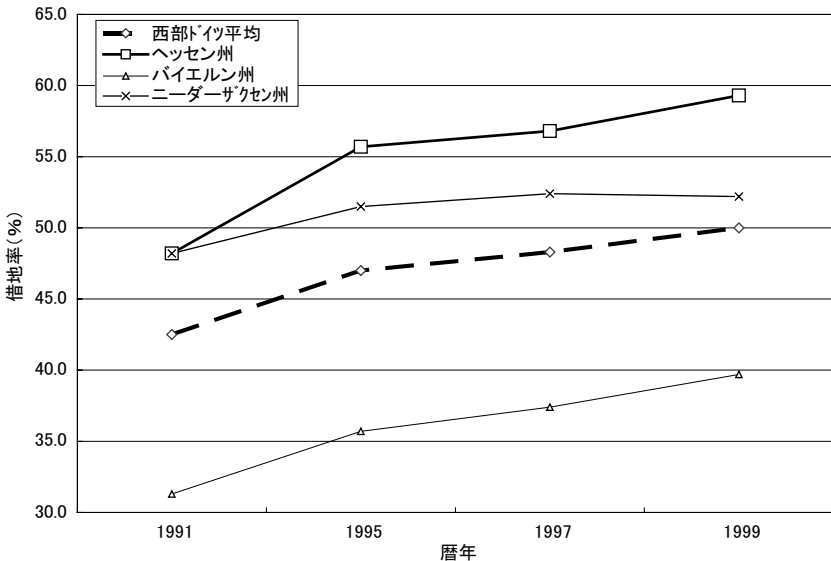
図1は西部ドイツ平均、そしてこれまで調査を行った西部ドイツの3つの州の借地率の水位である。この表から、ヘッセン州では借地率が高いことがわかる。すなわち、1999年の西部ドイツ平均の借地率50%を越えて59%に達している。その上で調査した農家の経営規模別の借地率を調査結果からみると、全体的に借地率はかなり高い水準にある。特に経営規模が大きい100ヘクタール以上においては70%以上とかなり高くなっている。

表11 ヘッセン州での ha 当り2001年統計値借地料と2004年調査値借地料

経営規模 ha	統計値耕地	調査耕地	統計値草地	調査草地
20 - 30	154.0	136.5	78.0	
30 - 50	157.0	200.0	80.0	
50 - 75	169.0	175.0	87.0	
75 - 100	168.0	200.0	85.0	75.0
100ha 以上	166.0	179.0	79.0	

出典：HESSISCHES STATISTISCHES LANDESAMT, AgrarstrukturerhebungS. 15.
2001 - Repräsentativergebnisse, Januar 2003,

図1 西部ドイツにおける借地率の推移



出典：Statistisches Bundesamt, Land-und Forstwirtschaft, Fischerei, Fachserie 3 Reihe 2.1.6, Besitzverhältnisse in den landwirtschaftlichen Betrieben 1991, 1995, 1997; Fachserie 3 Agrarstrukturerhebung /Landwirtschaftszählung 1999 Reihe 2.1.6 Eigentums-und Pachtverhältnisse 1999,

注：1999年のデータは厳密には1997年以前のデータに対応していない。

〔借地期間〕

平均借地期間は10年が一番多い。その次は9年になっている。最短借地期間は1年が圧倒的に多い。最長借地期間は11年以上が回答数の半分以上になっている。期間の定め無し、という回答が3件ある。

(2) 借地料に影響を及ぼす要因

借地料に影響を及ぼすと考えられる要因を提示し、その大きさを答えてもらったが、影響が大きいという回答の割合の高いものから見てみる。

〔土壌の質〕

表12のように、土壌の質については9割近い回答が、借地料への影響が「強い」と回答している。

表12 借地料の高さに影響を及ぼす要因の影響度
〔土壌の質〕

	強い	わずかである	影響はない
%	87.9	9.1	3.0

〔専業農家の存在・第2種兼業農家の存在〕

次に借地料への影響が「強い」と回答しているのは、専業農家の存在である。すなわち、表13のように土地をめぐる「競争相手」の存在が借地料に大きな影響を与えると45.5%の農家が回答している。これに対して、第2種兼業農家の存在は、影響が僅かである、あるいは影響は無い、とする回答がほとんどである。

〔構造変化による一般的な規模拡大への圧力〕

この質問は、規模拡大の持続が借地料に影響を及ぼすかどうかを聞いたものであるが、28.13%の農家が「強い」と回答している。「僅かである」が43.75%、「影響は無い」が21.9%である。

表13 借地料の高さに影響を及ぼす要因の影響度
〔専業農家の存在〕

	強い	わずかである	影響はない
%	45.5	33.3	21.2

〔借地の農屋敷までの距離〕

借地の距離に関しては、回答総数の21.9%が「強い」と回答している。他は「僅かである」「影響は無い」と回答している。

〔EUの補助金〕

次に、EUの補助金が借地料に影響を及ぼしているかどうかである。ここでは、「土地と結合した直接所得補償」と「家畜に対する直接所得補償」を検討する。聞き取りでは以下のような結果になった。まず、「土地と結合した直接所得補償」については、表14のように、「強い」という回答は18.8%、「影響はない」とする回答が68.8%であった。「家畜に対する直接所得補償」に関しては、90.9%が「影響は無い」と回答している。一般的に考えれば、補助金はその分地代として土地所有者に移転されると考えられるが、農民の回答ではあまりそのようには感じられていない。

表14 借地料の高さに影響を及ぼす要因
〔土地と結合した所得保障（EUの補助金）〕

	強 い	わずかである	影響はない
%	18.8	12.5	68.8

〔施肥規則（富栄養化バランスシート）〕

EUでは環境への配慮のため、1980年代以来 ha 当りの施肥料を規制してきたが、その規則が借地料に影響を及ぼすかどうかについては、回答の84.4%が「影響はない」としている。

以上より、農民が借地料に大きな影響を及ぼすと考えている要因では、「土壌の質」と「専業農家の存在」が高い比率を示している。その他の要因はそれほど比率が高くない。

（3）借地の拡大

表15から、経営を譲り受けて以来その経営面積がおよそ2倍以上になり、少なくとも90haある経営では、経営規模の拡大はゆっくり進んだ。すなわち、19年から37年かかっている。以上より、規模拡大は時間をかけて行われることがわかる。また、経営の移譲は1例を除いて20代か30代に行われている。その際の父親の年齢は60代に行われている。50代は病気の場合である。

表15 経営移譲に際しての経営規模の大きさ

経営番号	経営主の現在の年齢	経営移譲の年	移譲の際の父親の年齢	経営者の当時の年齢	当時の農場の面積(ha)	現在の農場の面積(ha)
1	64	1966	65	26	11.0	17.5
3	51	1976	56	23	22.0	34.0
7	55	1976	58 (病氣)	27	45.0	64.0
8	54	1990	65	40	60.0	87.0
11	53	1978	—	27	37.0	93.0
12	43	1995	62	34	97.0	97.0
13	54/57	—	—	—	—	103.0
14	38	1992	52 (病氣)	26	100.0	110.0
15	51	1984	56	31	40—50	106.0
16	55	1985	61	36	55.0	110.0
17	54	1973	父親の死亡	23	60.0	125.0
18	63	1976	65	35	60.0	126.0
19	41	1991	60	28	—	126.8
20	36/61	1972	60	29	25.0	134.5
21	43	1991	62	30	80.0	140.0
22	39	2003	66	38	—	150.0
23	53	1982	60	31	60.0	150.0
24	63	1967	66	26	22.0	155.0
25	43	2000	65	39	140.0	168.0
26	58	1982	61	36	60.0	175.9
27	39	2004	65	39	150 (1978)	190.0
28	42	1997	65	35	200.0	200.0
29	41/52	1991	(1998GbR)	—	68.0	216.0
30	49	—	—	—	—	—
31	59	1969	64 (死亡)	24	10.7	229.0
32	46/59/70	—	—	—	—	—
33	36	2002	66	34	—	—

注：「経営主の現在の年齢」で複数であるものは、「民法上の組合」を作っており、複数の経営者がいる、ということの意味している。

終わりに

ヘッセン州の調査結果からは、欧州連合の補助金が借地料に影響を及ぼしている、という明確な結果にはならなかった。次に、農民の多くは借地料を「妥当である」と考えていることがわかる。さらにヘッセン州では農地の賃貸借がかなり進んでいることがわかった。借地料に影響を及ぼす要因としては、「土壌

の質」と「専業農家の存在」が大きいと農民は考えている。また、借地による規模拡大には時間がかかることがわかる。

注1：ドイツの公共放送局であるARDの「ターゲス Schau」のインターネット・ホームページ記事 Ziele und Empfänger der EU-Agrarsubventionen による。

<http://www.tagesschau.de/wirtschaft/faqs/faqsubventionen100.html>

注2：Bundesregierung：Agrarbericht 2005, Tabelle 27、106ページ。

注3：Hessisches Ministerium für Umwelt, Energie, Landwirtschaft und Verbraucherschutz：Jahresagrarbericht 2009、49頁

注4：ヘッセン州環境・エネルギー・農業・消費者保護大臣 Hessisches Ministerium für Umwelt, Energie, Landwirtschaft und Verbraucherschutz：Jahresagrarbericht 2009, Vorwort.

注5：注4、51頁。

注6：注4、47頁。

注7：Bundesregierung, Agrarbericht 2005, Tabelle 49、128ページ。

注8：同上、Tabelle 37、116ページ

注9：Statistisches Bundesamt：Landwirtschaft in Deutschland 2003、14-18頁。

注10：Agrarbericht 2005、21頁、108頁。

注11：Hessisches Dienstleistungszentrum Buchführungsergebnisse 2002/2003, XVI.